Ⅰ．工 事 概 要　　仕 様 書

１．工事名称　：　三次方面隊田幸分団第２部格納庫整備工事

２．工事場所　：　三次市志幸町　地内

３．敷地面積　：　延べ面積　29.45㎡　　格納庫：17.03㎡　詰所：12.42㎡

４．構造規模　：　格納庫：軽量鉄骨造平屋建て、詰所：木造平屋建て

５．工事種目　：　新築

６．別途工事　：

７．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
（３）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票等の記入提出，
発注者の調査実施への協力等）

８．公衆災害防止措置
（１）工事に際し工事関係者以外の第三者の生命・身体及び財産の危害並びに迷惑を防止するために必要な措置を執ること。
（２）上記について，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示496号）」に基づき実施すること。

９．現状復旧
工事に際し隣接建築物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

１０．主要資材
（１）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請負わせようとする場合は，原則として三次市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
（２）主要資材を購入しようとする場合は，極力三次市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
（３）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと。

Ⅱ．建築工事仕様

１．共通仕様
（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「標準仕様書」という。）による。
図面、本特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
（２）建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）が必要な工事の場合，受注者は完了検査（中間検査含む）時には，官公署（建築主事等）が求める検査に必要な書類（報告書）等を用意する。

２．特記仕様
（１）項目は番号に⊙印のついたものを適用する
（２）特記事項は⊙印のついたものを適用する
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
⊙印と ㊎ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（５）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
0 法規制	①	敷地の位置	⊙都市計画区域内（・市街化区域　・市街化調整区域）　・都市計画区域外 用途地域　（　　） 防火地域　・防火　・準防火　⊙指定無し その他の区域、地域、地区、街区　（　　）
1 一般共通事項	①	適用基準等	※建築工事標準詳細図（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準詳細図」という） ※建築構造設計基準及び同解説　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建設工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による ・建築物解体工事共通仕様書　平成31年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	②	工事実績情報の登録 （1．1．4）	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。
	③	電気保安技術者 （1．3．3）	※配置する
	④	発生材の処理等 （1．3．11）	・引き渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・上記以外　１．３．８（ｂ）（３）及び監督職員との協議による。 １）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市、呉市、福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること。（原則、県内処分） ２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 ３）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお、広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる。

1 一般共通事項

⑤ 環境への配慮（１．４．１）

化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。
ホルムアルデヒド放散量　規制対象外
①建築基準法施行令２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする

⑥ 材料の品質等（１．４．２）

材料・機材等の品質及び性能
１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする
２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料の製造所の指定する工法とする。
４）本工事に使用する材料のうち、５）に指定する材料の製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない
（１）品質及び性能に関する試験データが整備していること
（２）生産施設及び品質の管理が適切に行っていること
（３）安定的な供給が可能であること
（４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（６）販売、保守等の営業体制が整えていること
５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	錆鉄製ふた

⑦ 技能士（１．５．２）

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
コンクリートブロック ＡＬＣパネル工事	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
	エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事作業
防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	石張り作業
タイル工事	タイル張り	タイル張り作業
木工事	建築大工	大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	内外装板金作業
金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
左官工事	左官	左官作業
建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
塗装工事	塗装	建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ作業 ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
排水工事	配管	建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	造園工事作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

1 一般共通事項

⑧ 化学物質の濃度測定（１．５．９）

測定対象室及び測定箇所数は図示による。
１）ホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う
①３０分開換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する
②５時間閉鎖
①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする
③測定
イ　②の状態のままで測定する
ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する
ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする
④分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する
⑤その他
監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
２）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する
３）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
４）塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
５）屋内に面して用いる材料は、上記２）～４）に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無いか若しくは極めて少ないものを選択するように努め、１）の規定を満たすこと

⑨ 工事写真等

下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。
（１）工程写真
工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする
（２）工事中写真
水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする
【提出部数】：1部
（３）完成写真
【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所
【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台帳　部
【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者
（４）その他の写真
隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする
（５）保管
工事写真のデータは，受注者において工事完成後２年間保管すること

1.0 完成時の提出図書（１．７．１~３）

※提出を要する　完成図書：１部
竣工図の種類（※全て　・　）
竣工図作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要））
原図　・普通紙　※ 不要
竣工図　二つ折製本（・Ａ１版　部　・Ａ２版　部　・Ａ３版　部）
竣工図は原則としてCADにて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による
なお，11　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること
工事完了時の建物仕様に関する資料（保全マネジメントシステム）
※建物基本情報
※型式台帳
工事完了時の建物使用に関する資料は，監督職員が指定する様式で作成する。

1.1 電子納品

※電子納品対象工事とする
電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す
成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する
また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること

1.2 工事中情報共有システム

（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること
（２）本工事で使用する情報共有システムは次とする
広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする
（４）受注者は，監督職員 又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない

1.3 施工図及び施工計画書（１．７．２）

提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする

1.4 設備工事との取り合い

（施工範囲）
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔
※図示した壁，天井の仕上げ材，下地材切り込み及び下地補強
※自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強

1.5 施工中の安全確保

・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する
・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること

1.6 工程報告

別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること

1.7 保証書

次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材料名	保証年限	備考
・防水工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・改質アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等
	・塗膜防水	年	漏水の場合等
・屋根工事	・長尺金属板葺き	年	漏水の場合等
	・折板葺き	年	漏水の場合等
	・瓦葺き	年	漏水の場合等
・防錆工事		年	
・特殊床工事	・フローリング及び塗装	年	
・プール工事	・プール本体	年	・ｱﾙﾐ・ｽﾃﾝﾚｽ・FRP
	・塗装（通常塗装の場合）	年	
・植栽工事	・活着	年	枯死の場合

1.8 中間技術検査

※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない

1 一般共通事項

1.9 設計ＧＬ

※図示による　・（　　）

2.0 耐荷重及び耐外力

外壁ＡＬＣパネル工事，外壁押出成形セメント板工事，合成高分子系ルーフィングシート防水工事（機械的固定工法），外壁石取付け（乾式工法）工事，屋根葺き（長尺金属板，折板，粘土瓦）工事，アルミニウム製笠木工事，ガラスブロック積み工事において，施工計画書により工法を定める際の，建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
風圧力
風速　Ｖ０＝　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
積雪荷重　平成12年５月31日　建設省告示第１４５５号における区域　別表（　　）

2.1 検査記録

杭地業工事，鉄筋工事，コンクリート工事，鉄骨工事については，次の内容を記載した検査記録を整備すること
*工事完了通知書第４面及び照合方法が確実に行われていることを証明する書類（ＩＣＢＡ（建築行政センター）の「構造審査・検査の運用解説」第５章資料に示す「施工状況報告書等」に記載する内容）

2.2 コンクリートの試験（6.9.1~6）

※コンクリートの強度試験
公的機関又はこれに準ずる機関で行う。ただし，調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については，生コン工場試験室でもよい

2 仮設工事

① 足場その他

（２．２．４）
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては，同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

② 監督職員事務所等

※ 設ける　・ 設けない　（２．３．１）
現場に設置する備品等は，現場説明書の施工条件明示による

③ 工事用水

構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）

④ 工事用電力

構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）

⑤ 仮囲い等の安全施設

別紙設計図による

⑥ 工事現場の表示

現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する
※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）

⑦ 交通誘導員

※配置する　・配置しない
※大型車両進入時　（　）人／日　・常時配置　（　）人／日
・（　　）作業期間　（　）人／日

⑧ 快適トイレモデル工事

本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

3 土工事

① 埋戻し及び盛土

材料及び工法　（３．２．３）（表３．２．１）
※ 標準仕様書表3.2.1による種別
・Ａ種　適用場所（　　）
・Ｂ種　適用場所（　　）
・Ｃ種　適用場所（　　）土質（　　）　受渡場所（　　）
・Ｄ種　適用場所（　　）
（品質：細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。）
・（材料：　　工法：　　）

② 建設発生土の処理

※ 現場説明書の施工条件明示による　（３．２．５）
・ 構内指示場所に敷き均し
・ 構内指示場所に堆積

3 山留めの撤去

鋼矢板等の抜き後の処理　※ 直ちに砂で充填する　（３．３．３）
山留めの存置　・ 行う（存置範囲　※ 現場説明書の施工条件明示による　・　　）

4 地業工事 / 5 鉄筋工事 / 6 コンクリート工事 / 7 鉄骨工事

特記仕様書（構造関係）による

訂正

TAKASHI HARAI ARCHITECTS
株式会社原井隆建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号
一級建築士 登録 第320892号　原井　隆

検図	製図	工事名称	図面番号
		三次方面隊田幸分団 第２部格納庫整備工事	A−01
		図面名称：特記仕様書	縮尺：N.S. 区分：